



山形県公報

令和5年5月12日(金)
第403号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める
条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども成育支援課) ……509

告 示

- 県議会臨時会に付議する事件の追加……………(財 政 課) ……510
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による
指定区域の指定……………(循環型社会推進課) ……同
- 山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する
規程の一部を改正する規程……………(子ども成育支援課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による
指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……511
- 歳入の徴収の事務の委託……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……512
- 同……………(同) ……513

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……514
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……515
- 令和5年度山形県の特定役務(建設工事)の調達契約に係る競争入札の参加者の
資格等に関する公告……………(建設企画課) ……516
- 一般競争入札の公告……………(道路整備課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……521
- 同……………(同) ……522
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企 業 局) ……同

規 則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成26年10月県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」を「内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第

三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第375号

令和5年5月17日招集する山形県議会臨時会に付議する事件に次の事件を追加する。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県告示第376号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定する。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定区域	埋立地の区分
村山市大字大淀字小畑572番25の一部、同市大字大淀字ホラ沢876番1の一部、同市大字大淀字浦896番132の一部、896番148、896番149の一部、896番150、896番153、896番154、896番156の一部、896番157から896番159まで、896番160の一部、896番165の一部、896番166の一部、896番167の一部、896番292の一部及び896番293	令第13条の2第1号の埋立地

山形県告示第377号

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程（平成18年10月県告示第932号）の一部を次のように改正する。

第2条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
合同会社おきたまライフフュージョンおらふ 米沢市広幡町成島1027番地	リハビリ特化型デイサービス Reはーと 米沢市広幡町成島1027番地	生 活 介 護	18名	令和 5. 5. 1

山形県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営寒河江川下流地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営寒河江川下流地区土地改良事業計画書（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））の写し
- 2 縦覧に供する場所
寒河江市役所、村山市役所、河北町役場及び大江町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和5年5月19日から同年6月16日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第380号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務
米沢ヘリポートの着陸料及び停留料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 東北警備保障株式会社
 - (2) 所在地 米沢市アルカディア一丁目808番地の17
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 石堂地区地区計画

2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第382号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	鶴岡中央支店	〃 馬場町8番5号	〃 〃
〃	温海支店	〃 温海字温海536番地3	〃 〃

を

〃	鶴岡中央支店	〃 馬場町8番5号	〃 〃
---	--------	-----------	-----

に、

〃	鶴岡駅前支店	〃	〃 〃
〃	美原町支店 鶴岡西出張所	〃	〃 〃
〃	温海駅前支店	〃 温海字温海536番地3	〃 〃

を

〃	温海駅前支店	〃	〃 〃
〃	鶴岡駅前支店	〃	〃 〃
〃	温海支店	〃	〃 〃
〃	美原町支店 鶴岡西出張所	〃	〃 〃

に改める。

附 則

この規程は、令和5年5月15日から施行する。

山形県告示第383号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	左沢支店	〃	大江町大字左 沢927番地の1	〃	〃
〃	間沢支店	〃	西川町大字間 沢64番地の5	〃	〃

を

〃	間沢支店	〃	西川町大字間 沢64番地の5	〃	〃
---	------	---	-------------------	---	---

に、

〃	若葉町支店	〃		〃	〃
---	-------	---	--	---	---

を

〃	大江支店	〃		〃	〃
〃	若葉町支店	〃		〃	〃
〃	左沢支店	〃		〃	〃

に、

〃	大江支店	〃	大江町大字左 沢927番地の1	〃	〃
〃	西川支店	〃	西川町大字間 沢64番地の5	〃	〃

を

〃	西川支店	〃	西川町大字間 沢64番地の5	〃	〃
---	------	---	-------------------	---	---

に改める。

附 則

この規程は、令和5年5月22日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び長井市役所において令和5年9月12日まで縦覧に供する。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
おーばん南長井店
長井市館町南3819番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社おーばん 天童市乱川三丁目12番1号
代表取締役 二藤部 洋
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社おーばん 天童市乱川三丁目12番1号
代表取締役 二藤部 洋
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年12月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,002平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 130台
 - (2) 駐輪場の収容台数 30台
 - (3) 荷さばき施設の面積 72平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 57立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前8時
ロ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
令和5年4月17日
- 9 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年9月12日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び長井市役所において令和5年9月12日まで縦覧に供する。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新長井ショッピングセンター

長井市館町南3933番1号他

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社日向屋商店 長井市館町南13番8号

代表取締役 四釜 卓也

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社日向屋商店	長井市館町南13番8号	四 釜 卓 也
株式会社うめや	長井市今泉552番地	渡 部 俊 二
株式会社すみや	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲725番地8号	山 口 清 七

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社日向屋商店	長井市館町南13番8号	四 釜 卓 也
株式会社おーばん	天童市乱川三丁目12番1号	二 藤 部 洋
株式会社すみや	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲725番地8号	山 口 清 七

4 変更年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年4月17日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年9月12日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和5年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和7年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に鋼構造物工事の資格を有する者として掲載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する特定役務の種類

鋼構造物工事

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に建設工事等入札参加資格審査基準別表第1に掲げる知事が必要と認める書類を添付して、契約担当者に提出すること。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)に定める書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和7年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和5年度（債務負担行為工事）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）一般県道余目松山線庄内橋桁製作架設工事の調達について、一般競争入札（標準型総合評価落札方式）を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札書の受付期間、開札の場所及び開札の日時等

- (1) 入札書の受付期間 令和5年8月1日（火）から同月3日（木）まで
 - (2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで
 - (3) 書面による入札
 - イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難しいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。
 - ロ 書面による入札を行う者は、入札書を令和5年8月3日（木）午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部道路整備課橋梁・舗装担当に提出すること。
 - (4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (5) 開札の日時 令和5年8月4日（金）午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称 令和5年度（債務負担行為工事）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）一般県道余目松山線庄内橋桁製作架設工事（以下「対象工事」という。）
 - (2) 工事の場所 東田川郡庄内町提興屋外地内
 - (3) 工事の概要 橋長 465.4メートル、桁製作・架設工 2,007.6トン、支承工 24基
 - (4) 工期 令和8年7月31日（金）まで
 - (5) 予定価格 事後公表
 - (6) その他 この入札は、入札時に価格（入札書に記載された金額をいう。以下同じ。）と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式により行う。詳細は、この公告及び入札説明書のほか、総合評価落札方式運用ガイドライン（令和4年7月 山形県県土整備部）及び山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱によるものとする。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 令和5年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年5月12日付け県公報第403号）により公示された資格を有する者2者、3者又は4者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。
 - (2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により対象工事を完成させるものであること。
 - (3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
 - ロ 出資比率は、2者の場合にあつては30パーセント以上、3者の場合にあつては20パーセント以上、4者の場合にあつては15パーセント以上であること。
 - ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に鋼構造物工事の資格者として登載されていること。
 - ホ 対象工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
 - ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。
 - リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更正手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
 - ロ 平成20年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋（B活荷重以上であるものに限る。ハ(ハ)におい

- て同じ。)のうち、最大支間長55メートル以上の鋼連続箱桁橋の製作及び送り出し工法による架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。）を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
- ハ 工場製作時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できるとともに、現場代理人を配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く。）。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) 平成20年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋のうち、最大支間長55メートル以上の鋼連続箱桁橋の製作及び送り出し工法による架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。）において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- ニ 現場架設時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く。）。また、ハに掲げる主任技術者又は監理技術者と同一の者の配置を認める。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) ハ(ハ)に掲げる工事において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- ホ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営事項審査の審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、鋼構造物工事について、1,250点以上であること。
- (5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 平成20年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋（A活荷重以上であるものに限り、仮設橋を除く。ロ(ハ)において同じ。）のうち、鋼橋の製作又は架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
- ロ 工場製作時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) 平成20年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋のうち、鋼橋の製作又は架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。）において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- ハ 現場架設時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、ロに掲げる主任技術者又は監理技術者と同一の者の配置を認める。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) ロ(ハ)に掲げる工事において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- (6) 特定共同企業体の構成員のいずれかが、技術士（建設部門）又はこれと同等以上の資格を有する設計照査技術者を対象工事に配置できること。ただし、当該設計照査技術者は、対象工事の主任技術者又は監理技術者と兼務してはならない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う事由

本橋は、橋長465.4メートルの長大橋であり、補修時には大規模な仮設が必要となること等により多額の費用を要するため、工場製作時及び現場作業時において部材の耐久性の向上等、高い品質管理を求めることで、今後のランニングコストの低減を図る。特に溶接部は重要な箇所の一つであり、溶接品質の向上が本橋の長寿命化につながるものと考えられる。

また、本橋は、積雪寒冷地に架設されるために冬期には凍結抑制剤が散布されることに加え、海岸線から約13キロメートルと沿岸部に近いこと等、飛来塩分が多いこと等、厳しい環境下におかれる橋梁である。鋼橋の損傷のうち、最も多いものが腐食によるものであるため、本橋が置かれる環境下では、特に塗装品質の向上等により部材の腐食を予防することが本橋の長寿命化につながるものと考えられる。

さらに、対象工事のうち架設工事は、積雪寒冷地における河川内での工事であり、非出水期間（10月から翌年の3月までの期間をいう。以下同じ。）内での冬期施工を予定している。冬期間は、庄内地域特有の強い季節風の影響により最上川に沿った横風が吹き、強風、凍結等厳しい現場条件下での施工を余儀なくされるため、架設工事における安全管理が重要な要素となる。

加えて、庄内地域特有の強風及び降雪により施工不能日数が多くなることが予想されることから、非出水期間内での確実な架設完了のため、工程管理が非常に重要な要素となる。

以上のことから、これらの技術的課題に対する提案を求め、その提案内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

イ 技術提案に関する評価

(イ) 評価項目

評価項目は次の表の左欄に掲げる項目とし、標準案と異なる施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を、中欄に掲げる提案項目ごとに求めるものとする。

評価項目	提案項目（提案項目ごとの基本点）	配点	加算点
(1) 工場製作時及び現場作業時における配慮	(1-1) 溶接部の耐久性向上策（6.0点） ① 施工方法の工夫 ② 品質管理の工夫	18.0	(ハ)の評価基準による。
	(1-2) 部材の腐食対策（12.0点） ① 工場塗装の工夫 ② 現場塗装の工夫 ③ 塗装以外による部材の腐食対策の工夫		
(2) 現場架設時における配慮	(2-1) 架設時の安全対策（6.0点） (2-2) 架設時の工程計画（10.0点）	16.0	

(ロ) 要求要件

技術提案については、次に掲げる最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）を満たすものであること。

- a 関係法令を遵守すること。
- b 設計図書、山形県県土整備部制定土木工事共通仕様書並びに公益社団法人日本道路協会制定道路橋示方書・同解説及び鋼道路橋施工便覧を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

(ハ) 評価基準

a 標準点

(ロ)の要求要件の全てを満たしている者に、標準点100点を与える。

b 加算点

イ(イ)の提案項目の(1-1)から(2-2)までごとに評価を行い、加算点（最大34点）を与える。なお技術提案に関する評価方法は、入札説明書による。

ロ 評価値の算出方式

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係るイ(ハ) aの標準点（100点）、イ(ハ) bの加算点（最大34点）及び品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」という。）（15点）の合計を、当該入札者の入札価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値（ただし、10の(4)

により山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用することにより、入札価格が低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、標準点及び加算点の合計を調査基準価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 入札参加資格の欠格

技術提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

(4) 落札者の決定の方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

ロ 技術提案について、要求要件の全てを満たしていること。

ハ 評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部道路整備課橋梁・舗装担当 電話番号023(630)2594

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県県土整備部道路整備課橋梁・舗装担当で交付するほか山形県電子閲覧システムからもダウンロードできる。

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期間内に電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、5に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

イ 申請書

ロ 3の(4)ホに係る総合評価値通知書の写し

ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イに係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ 特定共同企業体の協定書の写し

ヘ 特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

ト 技術提案書（VE提案書）

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ 受付期間 令和5年5月12日（金）から同年6月8日（木）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時まで（郵送の場合は、この時刻までに5に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）

(3) 入札参加資格の確認結果及び技術提案書の採否は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和7年3月31日までのものに限る。）に鋼構造物工事の資格を有する者として掲載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に5に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

7 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。）を付すこと。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も6の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。

- (3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (4) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (5) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 対象工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない。
- (8) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を経た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を経るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (9) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (11) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction of the Shonai Bridge Girder in the Amarume Matsuyama Prefectural Road
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. June 8, 2023
- (3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. August 3, 2023
- (4) Contact point for the notice: Road Construction Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2594

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
 - (1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り）192箱
 - (2) 運転免許証作成材料「運転経歴証明書作成用カードベース」（300枚入り）12箱
 - (3) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」（2,000枚入り）88箱
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高楯1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
1の(1)から(3)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) 465,300円（1箱当たり）
 - (2) 155,100円（1箱当たり）
 - (3) 154,000円（1箱当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
運転免許証作成システム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 75,600,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月12日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,694,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5
電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目3番14号
- 5 落札金額 34.32円（1キログラムあたり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年2月17日